

**改正**

平成24年3月30日告示第144号

平成27年3月31日告示第61号

平成28年3月31日告示第57号

吹田市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市との協定に基づき市内でコミュニティバスを運行する事業者に対し、予算の範囲内において、コミュニティバス運行事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において「コミュニティバス」とは、市内の公共交通不便地域の緩和、高齢者等の移動手手段の確保、主要施設へのアクセス手段の確保等を図るために本市が定める路線を定期的に運行する小型バスで、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものをいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、道路運送法第4条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者で、本市とコミュニティバスの運行に関する協定（以下「コミュニティバス運行協定」という。）を締結しているものとする。

(補助対象事業)

**第4条** 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、コミュニティバス運行協定に基づいて行われるコミュニティバスの運行事業とする。

(補助対象経費)

**第5条** 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 人件費
- (2) 燃料油脂費
- (3) 車両購入費又は車両リース費
- (4) 車両管理費

- (5) 自動車諸税等
- (6) 自動車損害賠償保険料
- (7) バス停留所の設置費及び維持管理費
- (8) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

**第6条** 補助金の額は、補助対象経費の総額から一般運賃収入、回数券等の販売収入その他の補助対象事業により生ずる収入を控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の範囲内において市長が定める。

(交付の申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が指定する期日までに、コミュニティバス運行事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 運行経費内訳書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

**第8条** 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、コミュニティバス運行事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

(変更交付の申請等)

**第9条** 前条の規定による通知を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、その後の事情変更により申請の内容を変更しようとするときは、コミュニティバス運行事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、コミュニティバス運行事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

**第10条** 補助決定者は、当該年度の補助対象事業完了後、速やかに、コミュニティバス運行事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 契約書等の写し
  - (4) 工事完成検査完了証又はこれに類する書類の写し
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

**第11条** 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、コミュニティバス運行事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、当該報告をした補助決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

**第12条** 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、市長が指定する期日までに、コミュニティバス運行事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(交付)

**第13条** 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

**第14条** 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助対象事業に着手せず、又は補助対象事業を休止し、若しくは廃止したとき。
- (3) 第16条又は第17条後段の規定に違反したとき。
- (4) コミュニティバス運行協定に違反したとき。
- (5) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

**第15条** 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

**第16条** 補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

**第17条** 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(委任)

**第18条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、土木部長が定める。

**附 則**

この告示は、公表の日から施行し、平成18年4月1日以後に実施した事業について適用する。

**附 則** (平成24年3月30日告示第144号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年3月31日告示第61号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月31日告示第57号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の各号に掲げる告示の規定は、この告示による改正前の各号に掲げる告示の規定に規定する帳簿等で、この告示の施行の日において現に保管されているものについても適用する。

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第12条関係)